

平成18年度から
軽自動車税の減免に
対する年齢制限が
なくなり

軽自動車税は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件に該当し、定められた期限までに申請することにより減免が受けられます。ただし、1人の身体障害者等に対して1台に限りです。

●減免の対象となる
軽自動車等

身体障害者本人が所有する場合・身体障害者、または障害を有する方と生計を一にする方が所有する場合・身体障害者等のみで構成される世帯のために、当該身体障害者等を常時介護する方が運転する場合。

※平成17年度までは、生計を一にする方が所有する軽自動車等の減免の対象が身体障害者の年齢を18歳未満としていましたが、平成18年4月1日以降、身体障害者が18歳以上の場合でも減免の対象になります。

横田基地での演習

米軍横田基地で3月12日(日)から21日(祝)の間、大型拡声器及び地上爆発模擬装置を使用する演習が予定されています。

市では、米軍に対し、演習時の大音量のサイレンや模擬爆発音などによる影響が基地外に及ばないように措置する等の要請を行っています。※サイレンの吹鳴の際は、確認のうえ、演習であることを防災無線でお知らせします。

問合せ 秘書広報課 基地・渉外担当

申請期限 平成18年度の軽自動車税納税通知書到着後、納期限7日前まで。(申請期限を過ぎますとその年度の減免は受けられません。)

申請に必要なもの 軽自動車税納税通知書、交付を受けた手帳、印鑑、運転免許証(減免を受ける軽自動車等を運転される方のもの)

※障害の等級によっては該当しない場合があります。詳しくは課税課庶務係までお問い合わせください。

バイク・軽自動車などの
廃車・変更手続きは
お早めに

軽自動車税は、毎年4月1日(賦課期日)現在に、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車等を所有している方に課税されます。

これらの車両を処分したり、譲渡された方で、まだ廃車や名義変更の手続きをされていない方は、3月31日(金)までに所定の窓口で手続きをしてくださいます。平成18年度の軽自動車税が課税される

場合があります。なお、次のような場合には、課税課庶務係へご連絡ください。

◇バイク等が盗難にあった
◇ナンバープレートを付けたままバイク等を処分してしまつたので、廃車の手続きができない

■登録、廃車、譲渡、住所変更などの手続きは、次の窓口で行ってください。

●原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車
↓市役所課税課庶務係

●二輪の軽自動車(126cc以下) 250cc、二輪の小型自動車(251cc) ↓東京陸運支局八王子自動車検査登録事務所(八王子市滝山町1-270-2) ☎050-5540-2034

●三輪・四輪の軽自動車 ↓軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所(瑞穂町長岡3-6-1) ☎557-6262

問合せ課税課庶務係

土地・家屋価格等縦覧
帳簿の縦覧・固定資産
課税台帳の縦覧

■縦覧

納税者の方が他の土地や家屋の価格との比較をして自己の土地や家屋の価格が適正かどうか判断できるようにするため、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。

■縦覧期間

4月1日(土)～5月31日(水)午前8時30分～午後5時15分 ※日曜・祝日を除く

嘱託職員募集 勤務条件、受験資格等の詳細は、文書職員課人事係へ。

名称	教育相談員	心理相談員	図書館嘱託員	児童指導員
募集人員	1人	1人	2人	2人
雇用期間	4月1日～平成19年3月31日(翌年度以降、期間更新の制度あり)			
勤務時間	週4日午前9時～午後4時30分	週2日午前10時～午後5時	中央図書館 週5日午前9時～午後4時 またはわかざり図書館 週3日午前9時～午後5時	週4日午前8時30分～午後5時15分
勤務場所	教育委員会(中央体育館内)			
報酬	月額202,000円	日額15,000円	時間額1,080円	月額170,000円
資格(見込み)	教員免許を有し、教育に関する知識及び能力を有する方	臨床心理士の資格を有し、心理学に関する知識及び能力を有する方	司書、司書補、司書論のいずれかの資格を有する方	保育士、幼稚園教諭、教員のいずれかの資格を有する方
試験の方法	面接(3月中旬予定)			

申込み受付期間3月3日～8日

- ①本人が履歴書(写真貼付)及び資格を有することを証明できるものの写しを持参のうえ直接、文書職員課人事係(市役所本庁舎2階)へ。
- ②電子申請による申込みは市ホームページをご覧ください。

◆◆◆今月は「納税推進」強化月間です◆◆◆

市では、3月を「納税推進強化月間」と定め、市税・国民健康保険税及び介護保険料について、督促状及び催告書等により再三納税のお願いをしてきたにもかかわらず、応じていただけない方を対象に、夜間・休日の臨戸訪問を行います。それでも納税のない場合には、差押えなどの滞納処分着手させていただきます。

納め忘れていた方、滞納されている方は、至急納めさせていただきます。なお、滞りなく納税されている方は、滞りなく納税をお願いします。

任、代理人の委任を受けた方(納税義務者の委任状、代理人選任届等が必要)です) 縦覧方法印鑑と本人確認ができるもの(納税通知書、課税明細書、運転免許証等)をご持参のうえ縦覧場所へお越しください。なお、借地借家人の方が縦覧する場合、その旨を証明できる書類(借地借家契約書の写し、地代家賃の領収書など)をご持参ください。

■共通手続料

縦覧、固定資産課税台帳の縦覧は無料となります。縦覧・縦覧場所本庁舎2階課税課窓口

◆土地台帳・家屋台帳の縦覧を廃止

土地台帳・家屋台帳は、これまで固定資産課税台帳の補助簿的な台帳として、一般の縦覧に供してきました。個人情報の保護と、課税

なお、市では常に納税の相談に応じています。 ■納め忘れはありませんか 平成17年度の市税・国民健康保険税・介護保険料の次の納期は全て過ぎています。もう一度、納税通知書をご確認ください。

◎市・都民税(第1期～第4期) ◎固定資産税・都市計画税(第1期～第4期) ◎軽自動車税(全期) ◎国民健康保険税(第1期～第6期) ◎介護保険料(第1期～第6期)

問合せ 収納課 収納係

外国人学校保護者補助金を交付します

平成17年4月から平成18年3月までの間に、外国人学校に在籍していた児童・生徒の保護者の方に補助金を交付します。該当される方は3月17日(金)までに申請を。該当者各種学校のうち外国人を対象として、小学校及び中学校に相当する教育を行う学校に在籍していた児童・生徒の保護者(保護者及び児童等が外国人登録されていること) 添付書類 在籍証明書(申請書に証明欄があります。)、外国人登録記載事項証明書 問合せ 総務課 庶務係

償却資産の申告はお済みですか 市内で事業を営み、事業用の償却資産(機械や備品、構築物など)をお持ちの方で、申告がお済みでない方は、申告期限(1月31日)が過ぎていきますので至急申告を。申告書が必要な場合は、ご連絡ください。 問合せ 課税課 資産税係